

検定等の手数料一覧
(2025年10月1日より適用)

※ピンク色が変更箇所

公益社団法人 産業安全技術協会
2025年10月1日 試験認証部

【個別検定の手数料】

ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式のもの

機械等登録個別検定機関業務規程 第4条関係

検定手数料（1件当たりの手数料） 注1

区分	金額(税抜)	消費税(10%)	金額(税込)
I. 新規検定			
1 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式のもの			
(1) ロールが2組以下のもの	118,100	11,810	129,910
(2) ロールが3組以上のもの	238,100	23,810	261,910
II. 明細書の再交付	3,800	380	4,180
III. 明細書の記載事項変更	3,800	380	4,180

表1

【型式検定の手数料】

機械等登録型式検定機関業務規程 第4条関係

検定手数料（1件当たりの手数料） 注1

区分	金額(税抜)	消費税(10%)	金額(税込)
I. 新規検定（構造の適合性審査） 注2			
1 プレス機械又はシャアの安全装置			
(1) 両手操作式、手払い式、手引き式又はガード式	118,100	11,810	129,910
(2) (1)以外又は(1)の中で制御機能を有するもの	220,900	22,090	242,990
2 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置			
(1) ロールが2組以下のもの	118,100	11,810	129,910
(2) ロールが3組以上のもの	238,100	23,810	261,910
3 防爆構造電気機械器具（持込）			
(イ) 本質安全防爆構造 (ib又はic)のもの（同一型式のないもの）			
・回路部品数が50個未満のもの	175,300	17,530	192,830
・回路部品数が50個以上150個未満のもの	278,100	27,810	305,910
・回路部品数が150個以上のもの	354,300	35,430	389,730
(ロ) 本質安全防爆構造 (ib又はic)のもの(同一型式の審査を要するもの)			
・回路部品数が50個未満のもの	205,700	20,570	226,270
・回路部品数が50個以上150個未満のもの	327,600	32,760	360,360
・回路部品数が150個以上のもの	420,900	42,090	462,990
(ハ) 本質安全防爆構造 (ia)のもの（同一型式のないもの）			
・回路部品数が50個未満のもの	211,400	21,140	232,540
・回路部品数が50個以上150個未満のもの	337,100	33,710	370,810
・回路部品数が150個以上のもの	432,400	43,240	475,640
(ニ) 本質安全防爆構造 (ia)のもの（同一型式の審査を要するもの）			
・回路部品数が50個未満のもの	247,600	24,760	272,360
・回路部品数が50個以上150個未満のもの	400,000	40,000	440,000

・回路部品の数が150個以上のもの	514,300	51,430	565,730
(ホ) 本質安全防爆構造以外のもので、かつ爆発等級3 ^{注3} 又はグループⅡC以外のもの（同一型式のないもの）			
・換算値 ^{注2} が40未満のもの	129,500	12,950	142,450
・換算値が40以上100未満のもの	196,200	19,620	215,820
・換算値が100以上のもの	257,100	25,710	282,810
(ヘ) 本質安全防爆構造以外のもので、かつ爆発等級3又はグループⅡC以外のもの（同一型式の審査を要するもの）			
・換算値が40未満のもの	150,500	15,050	165,550
・換算値が40以上100未満のもの	230,500	23,050	253,550
・換算値が100以上のもの	302,900	30,290	333,190
(ト) 本質安全防爆構造以外のもので、かつ爆発等級3又はグループⅡCのもの（同一型式のないもの）			
・換算値が40未満のもの	182,900	18,290	201,190
・換算値が40以上100未満のもの	285,700	28,570	314,270
・換算値が100以上のもの	379,100	37,910	417,010
(チ) 本質安全防爆構造以外のもので、かつ爆発等級3又はグループⅡCのもの（同一型式の審査を要するもの）			
・換算値が40未満のもの	213,300	21,330	234,630
・換算値が40以上100未満のもの	337,100	33,710	370,810
・換算値が100以上のもの	447,600	44,760	492,360
(リ) (イ)～(ニ)のいずれか（本質安全防爆構造）と（ホ）～（チ）のいずれか（本質安全防爆構造以外）が組み合わせられた場合	本質安全防爆構造と本質安全防爆構造以外の手数料それぞれを合算する。①	手数料に応じて消費税額を算出②	①+②
(ヌ) 防爆構造電気機械器具の防爆性を補完する規格に係る検定を併せて申請する場合	補完する規格ごとに、200,000円を加算するものとする。	20,000	補完する規格ごとに、220,000円を加算するものとする。
(ル) 耐圧防爆構造、内圧防爆構造、油入防爆構造及び安全増防爆構造の防爆構造電気機械器具を特別危険箇所で使用できるよう、特殊防爆構造として申請する場合	手数料に200,000円を加算するものとする。	20,000	手数料に220,000円を加算するものとする。
4 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置	118,100	11,810	129,910
5 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置	358,100	35,810	393,910
6 絶縁用保護具			
(1) 帽子	70,500	7,050	77,550
(2) (1)以外のもの	118,100	11,810	129,910
7 絶縁用防具	118,100	11,810	129,910
8 保護帽			
(1) 飛来・落下物用のもの	100,100	10,010	110,110
(2) 飛来・落下物用保護帽で、同時に墜落時保護用としての申請がなされるもの	70,500	7,050	77,550
(3) 墜落時保護用のもの	118,100	11,810	129,910
(4) 墜落時保護用保護帽で、同時に飛来・落下物用としての申請がなされるもの	81,900	8,190	90,090
9 動力により駆動されるプレス機械			
(1) 両手操作式単独のもの	297,100	29,710	326,810
(2) (1)以外のもの	380,900	38,090	418,990
10 呼吸用保護具			

10.1 防じんマスク			
(1) 取替え式（吸気補助具付き）	500,000	50,000	550,000
(2) 取替え式（吸気補助具付き以外）	500,000	50,000	550,000
(3) 使い捨て式	500,000	50,000	550,000
10.2 防毒マスク 注4			
(1) 防じん機能のない吸収缶のみ	1,100,000	110,000	1,210,000
(2) 防じん機能付きの吸収缶のみ	1,200,000	120,000	1,320,000
(3) 防じん機能のない防毒マスク	1,150,000	115,000	1,265,000
(4) 防じん機能付きの防毒マスク	1,250,000	125,000	1,375,000
10.3 電動ファン付き呼吸用保護具 注4			
(1) 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（面体形）	661,200	66,120	727,320
(2) 防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ルーズフィット形）	641,300	64,130	705,430
(3) 防じん機能を有さない吸収缶のみ	1,760,000	176,000	1,936,000
(4) 防じん機能を有する吸収缶のみ	1,809,500	180,950	1,990,450
(5) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（面体形、防じん機能を有さないもの）	1,844,700	184,470	2,029,170
(6) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（面体形、防じん機能を有するもの）	1,894,200	189,420	2,083,620
(7) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ルーズフィット形、防じん機能を有さないもの）	1,823,800	182,380	2,006,180
(8) 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ルーズフィット形、防じん機能を有するもの）	1,873,300	187,330	2,060,630
Ⅱ. 新規検定（製造検査設備等の審査） 注3			
(1) 所在地審査（一日あたり）	163,000	16,300	179,300
Ⅲ. 新規検定手数料（構造の適合性審査）の例外			
(1)-1. 企業分割等、更新忘れ又は両者の複合的適用による新規申請において、既に型式検定合格証が交付されている型式の機械等と同一の部分有する機械等であって、当該部分についての検査等データの有効性が確認された場合で、サンプルによる試験又は試験の一部を省略することができる場合の検定手数料	71,200	7,120	78,320
(1)-2. 防爆構造電気機械器具の機械等は、検定場所を新規検定申請者の希望する場所（協会を除く）において行う場合の検定手数料	1件あたりの手数料を10%減額し、十円の位を四捨五入した金額とする。	手数料に応じて消費税額を算出	参考1 参照
(1)-3. 申請書に、指定外国検査機関の検査等データが添付されてきた場合であって、当該検査等データが適正であると確認されたときで、サンプルによる試験に代えて、当該検査等データによる審査を実施することができる場合（指定外国検査機関扱い）に該当するもの	1件あたりの手数料を35%減額し、十円の位を四捨五入した金額とする。ただし、上記（イ）及び（ロ）を除く。	手数料に応じて消費税額を算出	参考2 参照
(2) 防爆構造電気機械器具の申請書にIEC防爆機器規格適合性認証制度（IECExシステム）の下に運営される検査機関の検査等データが添付されてきた場合であって、当該検査等データが適正であると確認されたときで、当該検査データを活用して検査を実施することができる場合（IECExシステムの認証品）に該当するもので、当協会がIECExシステムの認証を行ったもの	71,200	7,120	78,320

(3) 上記(1)-1.及び(2)において、同一法人により同時に4件以上の申請がなされた場合の検定手数料	1件あたりの手数料を表2に示す割合で減額し、十円の位を四捨五入した金額とする。	手数料に応じて消費税額を算出	表2参照
(4) 是正処置 注5	$i + (ii \times \text{工数})$ ①	手数料に応じて消費税額を算出 ②	①+②
(i)基本手数料	45,000	4,500	49,500
(ii)試験手数料(1工数あたり) 注6	12,100	1,210	13,310
(5) 防爆構造電気機械器具について、上記(1)から(4)以外で、同一法人により同時に100件以上の申請がなされ、かつ、申請書に協会が実施した検査等データ(協会以外の場所で実施したものを含む)が添付された場合であって、当該検査等データが適正であり、それらを活用して検査を実施することができる場合の検定手数料。	1件あたりの手数料を40%減額し、十の位を四捨五入した金額とする。①	手数料に応じて消費税額を算出 ②	①+②
(ハ)新規検定の審査のうち、独立行政法人労働安全衛生総合研究所技術指針TR45(2013)「粉じん用電動ファン付き呼吸用保護具技術指針」に基づいた性能試験を2013年9月20日より2014年11月29日までに協会が実施したものであって、当該部分についての検査等データの有効性が確認され場合は、所在地審査の確認を済ませることによってサンプルによる試験又は試験の一部を省略することができる場合の検定手数料	95,300	9,530	104,830
IV. 更新検定			
(1) 修正及び追加書面がない場合	22,600	2,260	24,860
(2) 修正及び追加書面がある場合			
(i)基本手数料	22,600	2,260	24,860
(ii)変更審査料(変更1ページあたり) ただし、製造検査設備等の概要書の届出日が記載された書面を除く	8,500	850	9,350
V. 検定合格証の再交付	3,800	380	4,180
VI. 検定合格証の記載事項変更	3,800	380	4,180

注1 検定手数料には、信書便を国内に通常配達する場合に限り、検定合格証等を申請者へ送付する料金を含む。検定合格証等を、その他の送付方法又は国外へ送付する場合の送料は、申請者負担とする。

注2 「構造の適合性審査」とは機械等検定規則第8条第1項第1号を確認する審査を示す。

注3 「製造検査設備等の審査」とは機械等検定規則第8条第1項第2号及び同条第2項を確認する審査を示す。

注4 「除毒能力試験に使用する試験ガスの購入費用は、検定手数料には含まないものとし、検定申請者は、当該試験ガスを提出するか、またはその費用を検定手数料のほかに支払うものとする。

注5 「是正処置」とは、新規検定の構造の適合性審査において、検定の基準に適合しないか、又は適合すると判断できない場合において、申請者が申請書類又は(及び)サンプルの改善を行うことをいう。申請書類の誤記などの軽微な誤りの訂正は、手数料の加算対象となる是正処置としない。

注6 是正処置により再度試験が必要な場合、試験ごとの手数料の合計に基本手数料を加算した金額とする。工数を表3に示す。

注7 防爆構造電気機械器具の新規検定において、サンプルの幅、奥行及び高さを一辺とする直方体の体積をセンチメートル立方に換算して得た値を「換算値」という。

注8 防爆構造電気機械器具の新規検定において、水素及び水素より点火しやすいガス又は蒸気等は、爆発等級3又はグループⅡCとして扱う。

表2（表1の新規検定手数料の例外Ⅲ。（3）関係）

同一法人により同時に 申請された件数	減額する割合		金額（税抜）	消費税(10%)	金額（税込）
1	0%	1件につき	71,200	7,120	78,320
2	0%		71,200	7,120	78,320
3	0%		71,200	7,120	78,320
4	15%		60,500	6,050	66,550
5	15%		60,500	6,050	66,550
6	20%		57,000	5,700	62,700
7	20%		57,000	5,700	62,700
8	30%		49,800	4,980	54,780
9	30%		49,800	4,980	54,780
10以上19以下	35%		46,300	4,630	50,930
20以上29以下	50%		35,600	3,560	39,160
30以上39以下	55%		32,000	3,200	35,200
40以上49以下	57%		30,600	3,060	33,660
50以上79以下	60%		28,500	2,850	31,350
80以上99以下	65%		24,900	2,490	27,390
100以上149以下	70%		21,400	2,140	23,540
150以上199以下	73%		19,200	1,920	21,120
200以上249以下	75%		17,800	1,780	19,580
250以上299以下	76%		17,100	1,710	18,810
300以上399以下	77%		16,400	1,640	18,040
400以上499以下	78%		15,700	1,570	17,270
500以上699以下	80%		14,200	1,420	15,620
700以上999以下	83%		12,100	1,210	13,310
1000以上	87%		9,300	930	10,230

表3

工数の区分	工数	金額（税抜）	消費税(10%)	金額（税込）
A	1	12,100	1,210	13,310
B	3	36,300	3,630	39,930
C	7.5	90,750	9,075	99,825
D	15	181,500	18,150	199,650

	品目	A	B	C	D
1	プレス機械又はシャーの安全装置	寸法検査	遅動時間の測定、作動確認（有効距離の確認、連続遮光幅、模擬故障時の作動等）	該当なし	該当なし
2	ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置	すべての試験	該当なし	該当なし	該当なし
3	防爆構造電気機械器具	該当なし	C以外の試験	保護等級試験、熱的試験（温度試験、拘束試験等）、爆発性ガス・蒸気を使用する試験（爆発試験、火花点火試験等）、内圧防爆構造の試験（ただし、圧力に関する試験を除く）	該当なし
4	木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置	すべての試験	該当なし	該当なし	該当なし
5	交流アーク溶接機用自動電撃防止装置	落下試験、耐電圧試験、絶縁抵抗試験、作動試験（始動感度、始動時間、遅動時間の確認）	該当なし	温度試験	該当なし
6	絶縁用保護具	耐電圧試験、寸法検査	強度試験	該当なし	該当なし
7	絶縁用防具	耐電圧試験、寸法検査	強度試験	該当なし	該当なし
8	保護帽	耐貫通性試験、寸法検査	該当なし	衝撃吸収性試験	該当なし
9	動力により駆動されるプレス機械	スライドの状態確認（通常時、上下限界時等）、状態の確認（キースイッチの有無、急停止ボタンの位置等）	急停止時間（距離）の確認、作動確認（通常運転、模擬故障時の作動試験等）、寸法検査	該当なし	該当なし
10	呼吸用保護具（防じんマスク、防毒マスク、電動ファン付き呼吸用保護具）（注2）	吸気抵抗試験、排気抵抗試験、排気弁の作動気密試験、二酸化炭素濃度上昇値試験、通気抵抗試験、騒音試験	引張試験、気密試験、吸収缶の気密試験、内圧試験、最低必要風量試験、流量試験	該当なし	粒子捕集効率試験、漏れ率試験、最大流量での漏洩濃度試験

- 注1 工数は適用する試験すべての合計とする。
- 注2 防毒マスクの除毒能力試験は、工数60とする。電動ファン付き呼吸用保護具の除毒能力試験（試験前の振動含む）は、工数70とする。
- 注3 試験条件の設定は、試験の工数に含まれる。
- 注4 交流アーク溶接器用自動電撃防止装置の開閉試験は、工数40とする。
- 注5 耐光性試験については、工数109とし、複数条件の場合、1条件ごとに工数27を追加する。
- 注6 熱安定性試験は、環境試験装置の稼働時間に対して1時間あたり330円（税抜）を加算する。
- 注7 立会試験の場合、工数の区分に限らず154,000（税抜）/日とする。